

## 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、市長、教育委員会その他の執行機関（以下「市長等」という。）がその事務を処理する場合における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

#### (1) 市長 次に掲げる事務

- ア 児童福祉法の規定による医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務
- イ 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務
- ウ 京都市市営住宅条例の規定による二条市営住宅、南岩本市営住宅、高瀬川南市営住宅、山ノ本市営住宅及び更新住宅の管理に関する事務
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者（重度の障害がある者に限る。）に対する健康管理費の支給に関する事務
- オ 介護保険法の規定による保険給付の支給に係る利用者負担額の減額又は軽減に関する事務
- カ 高等学校及びこれに相当する学校（専修学校及び各種学校を含む。）における修学の援助に関する事務
- キ 京都市老人医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する事務
- ク 京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する事務
- ケ 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する事務
- コ 京都市子ども医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する事務
- サ 京都市敬老乗車証条例の規定による敬老乗車証の交付に関する事務

#### (2) 教育委員会 小学校又は中学校及びこれらに相当する学校（各種学校を含む。）における就学の援助に関する事務

2 市長等は、別に定めるところにより、法別表第1の下欄及び前項各号に掲げる事務を処理するために必要な限度において、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報及び同項各号に掲げる事務に関する特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 前項の規定により特定個人情報を利用して事務を処理した場合において、法令、条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 市長等が別表の中欄に掲げる他の執行機関に対し同表の左欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の右欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の執行機関は、法第19条第10号の規定に基づき、市長等に当該特定個人情報を提供することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により市長等が他の執行機関から提供された特定個人情報を利用して事務を処理した場合について準用する。

(委任)

第5条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

別表（第4条関係）

1 市長

事 務	他の執行機関	特 定 個 人 情 報
法別表第1 15及び63の項並びに第3条第1項第1号イに規定する事務	教育委員会	教育委員会が保有する第3条第1項第2号に規定する事務に関する特定個人情報

2 教育委員会

事 務	他の執行機関	特 定 個 人 情 報
第3条第1項第2号に規定する事務	市長	市長が保有する次に掲げる特定個人情報 (1) 生活保護法の規定による保護の実施（第3条第1項第1号イに規定するものを含む。）に関する特定個人情報 (2) 地方税法の規定による道府県民税（個人に係るものに限る。）又は市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する特定個人情報 (3) 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関する特定個人情報

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 この条例の公布の日
- (2) 第1条及び附則第3項の規定 平成29年4月1日
- (3) 第2条の規定 市規則で定める日

### (準備行為)

2 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項の規定により市長又は教育委員会が個人番号を利用するために必要な準備行為は、第1条又は第2条の規定の施行前においても行うことができる。

### (特定個人情報の提供に関する経過措置)

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定が施行されるまでの間においては、京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第9号」とする。